



令和元年7月12日（金） 岐阜県発表資料			
所属名	担当係	担当者	電話番号
農政部	次長	長尾 安博	直通 058-272-1976 FAX 058-278-2680
畜産振興課	管理調整監	浅川 耕至	直通 058-272-8449 FAX 058-278-2694

## 豚コレラ発生に係る搬出制限区域の解除について

6月23日に、関市の養豚場で発生した豚コレラ（県内16例目）について、防疫措置完了後17日が経過したことから、国との協議の結果、下記のとおり搬出制限区域を解除するとともに、消毒ポイントを一部閉鎖します。

なお、消毒ポイント2箇所については、7月10日に発生した県内18例目の消毒ポイントとして継続します。（別紙参照）

### 記

#### 1. 搬出制限区域の解除日時

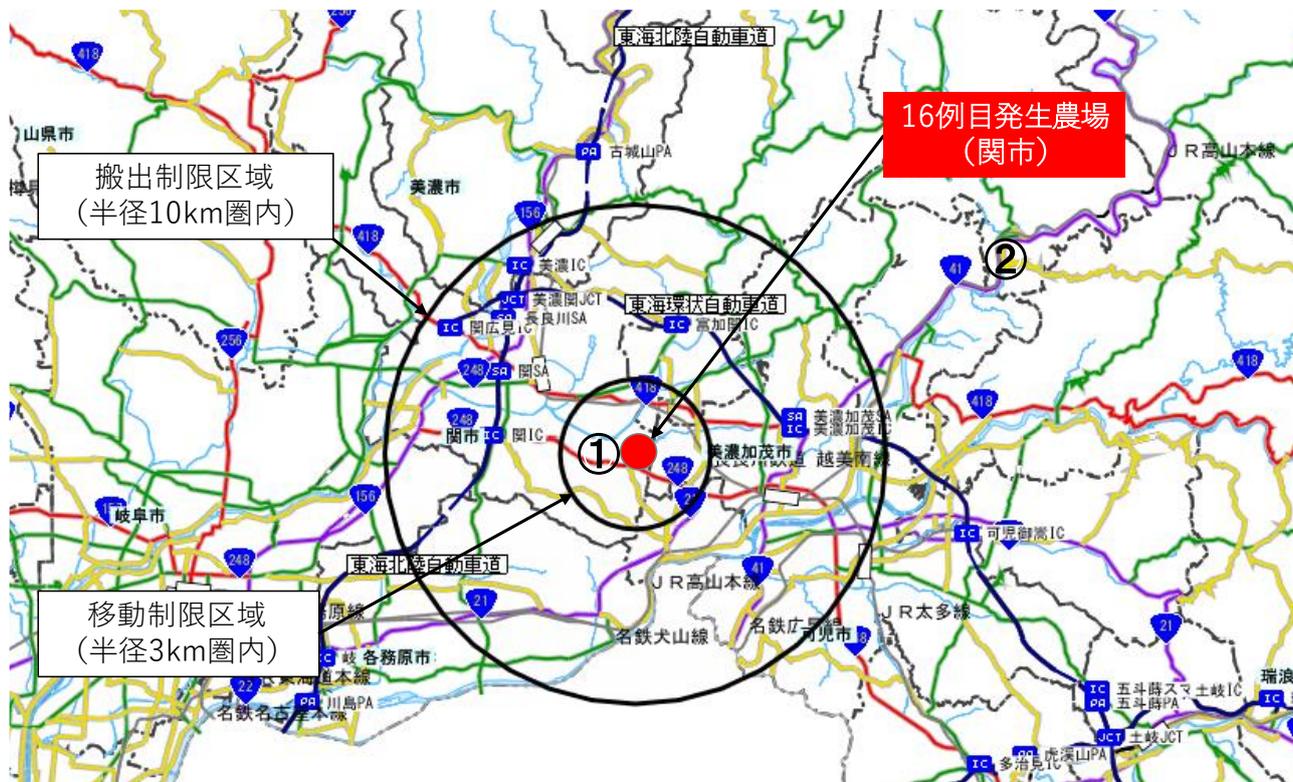
令和元年7月13日（土） 午前0時

#### 2. 消毒ポイントの変更

搬出制限区域の解除に伴い終了する消毒ポイント（2箇所）

	施設名	住所	消毒方法	消毒対象
1	中濃総合庁舎駐車場	美濃市生櫛 1612-2	動力 噴霧機	畜産関係 車両のみ
2	各務原浄化センター	各務原市前渡西町 1521		

※ 継続する消毒ポイントの場所は、別紙地図を参照



### 継続する消毒ポイント（2箇所）

施設名	住所	場所	消毒方法	消毒対象	備考
関市消防団田原分団 拠点倉庫	関市西田原 1175-3	①	動力 噴霧機	畜産関係 車両のみ	18 例目 消毒ポイント として継続
ロックガーデンひちそう	七宗町中麻生 1176-3	②			

※豚コレラまん延防止のため自主的に設置している県内5箇所の消毒ポイントについては、搬出制限区域解除後も継続されます

参考 「豚コレラまん延防止のための自主消毒ポイントの設置について」

URL

<https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/chikusan/kachiku-eisei/11437/CSF-shodoku-pointo-0325.html>